安全登山のための登山道を考える

一減遭難問題と登山道法について一

2024年9月7日(土)

登山道法研究会の現状と課題



自己紹介(登山道を考えるきっかけ)

メディアでの活動(山と溪谷社時代)





「行方不明の人」だけは無くしたい (山岳連盟救助隊員として)



遭難対策関係企業で(jRO・ココヘリ他)



定年後退職後 筑波大学で山岳科学を学び直し

全国規模の登山者アンケート を実施させてもらいました

(回答数3248件)

しかし、事故は減らせない。何が足りないのか?

アンケート結果(登山ジャンル)

●取り組んでいる登山ジャンル

登山ジャンル	比率
登山(山頂往復)	53.1%
登山 (縦走登山)	13.3%
ハイキング	7.9%
トレイルランニング	6.5%
自然観察	5.6%
山スキー・バックカントリー	3.1%
岩登り	3.0%
沢登り	1.5%
雪山登山	1.2%
渓流釣り	0.6%
山菜採り・きのこ狩り	0.3%
狩猟	0.2%
アイスクライミング	0.2%
その他	3.4%

トレイルランニング

が、ハイキングに 次いで多い



「良く整備された

登山道」が

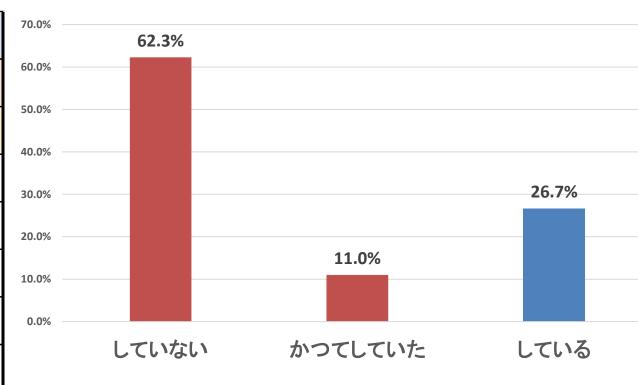
前提となる活動?

アンケート結果(日頃の登山人数)

●登山をする人数

人数	比率
1人	41.1%
2人	31.7%
3人	9.9%
4 人	7.0%
5人	3.1%
6~10人	5.3%
11人以上	1.9%

●山岳会等への加入状況



1人が40%以上

⇒登山は独りで行うもの?

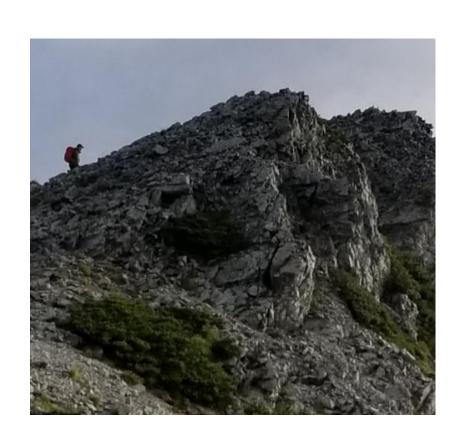
所属していない人が70%以上

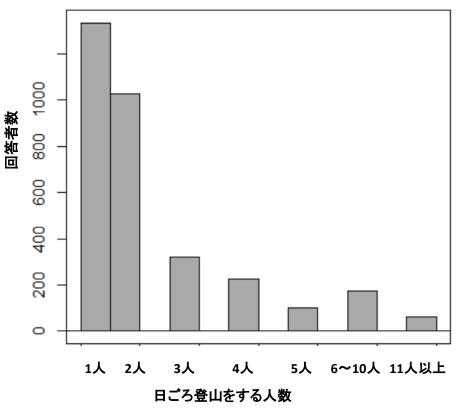
⇒登山は自己流で学ぶもの?

考察

「単独行は危険だから止めよう」から

⇒「安全確実な単独行を」への転換期?





日ごろ登山をする人数の分布

安全確実登山への提言

- 1. 日本特有の態様:「道迷い遭難」への対処
 - ⇒登山道、道標等の整備、読図能力の向上
- 2. 「特定の事故発生地点」の情報共有
 - ⇒危険箇所の情報共有や明示、 適切なグレーディングの普及
- 3.「単独登山が普通である」という認識下の対策
 - ⇒確実な単独行動のための意識、技術
 - •「登りたい山」と「登れる山」は違うはず?
 - 「登山道、道標のあり方=迷うことのない道」も重要か?

登山道法研究会とは?



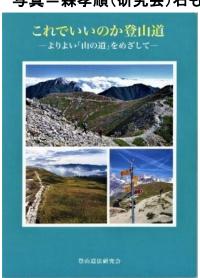
有志で勉強会を開始

山はみんなの宝クラブ講演会2018年9月



写真=森孝順(研究会)右も

報告書 『これでいいのか 登山道』刊行 2021年8月



現地視察会「三国峠」 2019年9月⇒設立



研究会・勉強会を続ける 2024年2月



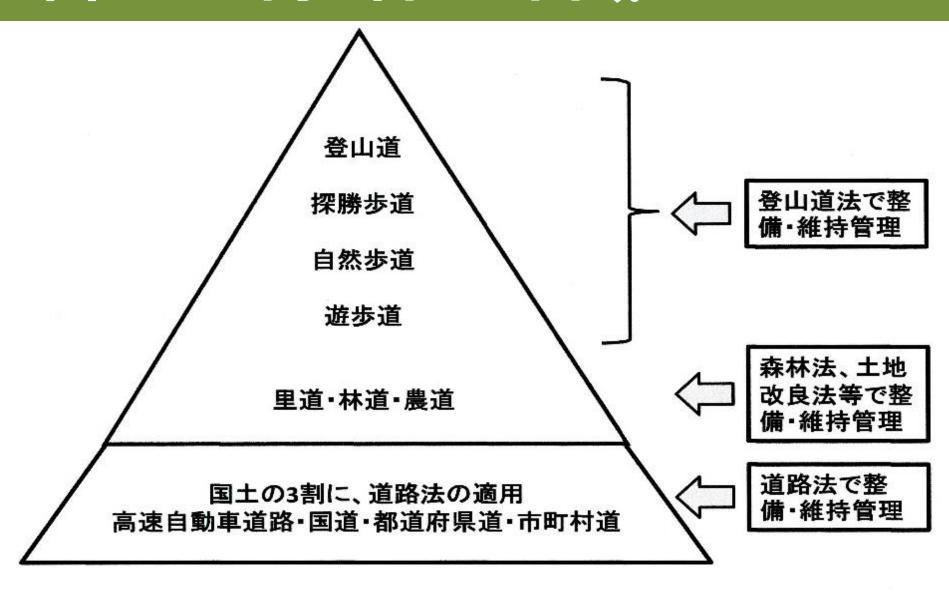
多様な「山の道」利用者の方々の参画を得るようになりました

登山道の課題

だれが整備し、だれが管理しているのだろうか? ⇒登山道法構想はこの疑問から

- ●多くの登山道=人が歩くことにより自然発生的に成立
- ●自然公園法上は、国立公園は国が、国定公園は都道府県が、管理することになっているが、⇒公園管理者が整備を担う登山道は一部にすぎない
- ●ほとんどの登山道=山小屋関係者の自助努力や 地域の山岳団体などのボランティア活動により維持されている
- ●登山道整備も道路法に基づく国道、都道府県道、市町村道のように整備の手続き、維持管理と費用負担を明確にしたらどうか?

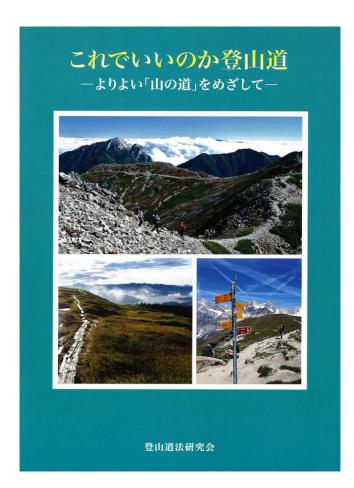
国土の7割を占める山域のなかで



出典: 『国立公園』NO803(登山道法研究会/森 孝順)

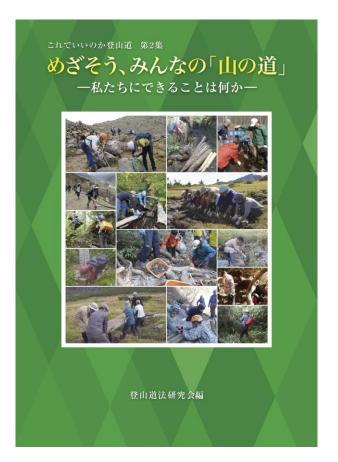
成果を「報告書」として刊行・頒布

日本の「山の道」の実態や、整備活動の状況等を調査





同年12月 『ヤマケイ新書』 として刊行



2021年「山の日」に合わせて刊行

2023年「山の日」に 全国の現場からの声を第2集として刊行

報告書の主な内容「第1集」

これでいいのか登山道 研究・解説欄/第2章 「登山道」の現状と考察

10. 利用者が多く、荒廃する登山道

登山者の多い谷川岳の登山道は、浸食の拡大防止工を実施している。男体山の火山砂礫の登山道は、 浸食防止対策が欠かせない。吾妻山系の浄土平付近の湿原は、観光客の利用も多く、植生復元工を実施







11. 安全対策を講じる登山道

富士山は常に落石による死傷者が発生しているため、落石防止擁壁を敷設している。黒部祖母谷温 泉に至る道の入り口では、ヘルメットの貸し出しを実施している。また、笛吹川の西沢渓谷では、転落







12. 自己責任を求める登山道

祖母谷温泉に至る歩道は、自己責任を明示している。信越トレイルの利用は、あなた自身の責任で、・







13. 植生保護に配慮した登山道

筑波山ではブナ林保護のため、立ち入り禁止のロープを敷設している。国師岳の林間木道は、林床を 損傷しないように高架木道とし、周囲のシラビソ林の保護に配慮して施工されている。また、北岳周辺 の登山道は、高山植物の保護のために、立ち入り禁止のローブを設置するとともに、シカの食害を防ぐ







から見える現状と課題

14. 過去に埋めたゴミの露出する登山道

現在、ゴミの持ち帰り運動の普及啓発により、山域の散乱ゴミは激減している。しかし、かつて登山 道沿いに埋設机分されたゴミが、土壌の浸食により露出している。





新规则以他对种模型立作器处理

保はなかなか変わらない。





二ホンジ 大台ヶ原等 巻機山



く。丹沢山が

16. クマ



登山者数は多く一部は自然が壊れていく状

登山道荒廃から植生復元を行った自然保

護のモデルケース的な山、しかし百名山で

春機(hの(h面付近は、10mを越す積雪によ

る影響で、大きな樹木の生育ができずのびや

み荒らしにより破壊が進行してきた。これを1977年より植生の核後保全、景観回復作業がポランティ

40年以上に渡る活動によりその成果は現れり合目から上部の山頂草原付近では、ほぼかつての草原 状態を取り戻している。また、その活動の方式は全国の判験な問題を抱える由活地に機箱的な事例と なっている。しかし、まだまだかつての自然は関っていない部分はある。









場所: 地湖田立公園 請責日:2018/6/1,2019/6/6

コース:沿山村-尾瀬沼-尾瀬ヶ原-東電小根-爆異林道-御池

登山道百態一事例写真



尾瀬の登山道は、よく知られる通 り木道が敷設されている。 これは湿室内の植生保護のため部

てはならないもの(写真1)である。 方、樹林帯でも土壌が湿潤なと ころが多いため多くのところで水道 が設置されている(写真2)。







程原の中はおなじみの木道が複雑で敷設されている。

健裏林道はメインルートを外れるためか、通過する登山者の 数は減少する。登山道も幅が狭くなり、水道の設置も単線化に なっていたり、朽ちている部分もある。しかし、この木道のおかげ で歩きやすく、決擬が完生していないのがわかる(写真4.5)。



研究会会員による 各地の登山道の事例調査

報告書の主な内容「第2集」

めざそう、みんなの「山の道」 第2章 | 登山道整備の現場から

登山道周辺の荒廃は、歩きにくい登山道を登山者が 避けて歩き、その踏み跡に雨水が流れることでさらな る浸食が広がる、という過程で主に進行します。これ 以上の裸地化を防ぐため、浸食を受けた箇所の法面に 土留めロールを沿わせることで、土壌の安定とともに 保温・保湿を図り、植物の発芽を促します。山荘が東 京農業大学との連携のもとで15年に渡り行っている が、着事に同復が能んでいっていることが伺えます

一方、登山道そのものである木道の方では、30年 ほども前に敷設されたものが、その後の管理がなされ ておらず、腐朽や崩壊が起こったまま放置されている 状態の改善に努めました。高額かつ限られた資材です ので 慎重に計画を立て 解体・切断を! 再配置を 行います。また木道上でのスリップ事故が後を絶たな いため、表面に滑り止めを加えるとともに、道自体の 傾斜も緩やかにすることで、登山者を歩きやすくする ことも心掛けました。木道は大変重く、運搬には大人 数が必要となる作業でした。



プログラム最終日には、前日の雨の影響によりかつ

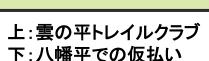
ての池塘に水がたたえられた光景が見られ、施工が十分に効果を発揮していることが驚きとともに実 感されました。また相母岳山頂では、崩れた木道の足場を丸ごと解体し、デッキへと再建すること で、小休止のできる気持ちのよい空間になりました。

どちらも期待以上という他ない仕上がりでしたし、何より「景観をつくる」という、登山道整備の 醍醐味を味わえたようにも感じられました。まだまだ他にも手をつけるべき場所はたくさんあります し、すでに手掛けたところも、これから先どのように変化していくのか、興味は尽きません。あらた めて、今後も継続して携わっていきたいという思いが強まりました。

持続的な登山道整備を目指し、「雲ノ平トレイルクラブ」発足

プログラムは、ボランティアスタッフ11名に加え、山荘スタッフや整備指導者、学者、アウトド アショップ、撮影隊、行政側からは環境省のレンジャーの方々も集うなど、多種多様なメンバーによ

時によっては体を酷使することになる登山道整備の作業は、決して一人でできることではありませ んし、また国立公園という公共空間、かつ険しい山岳地帯という困難な環境下で物事を動かしていく



法整備に向けた行政や 法律の専門家の方々か らの具体的な提言

ためには、様々な立場の人々との対話が欠かせません。そういった意味においても、山小屋/登山者/ 行政といった従来の垣根を融解させつつ、登山道整備と向き合うこのプログラムには大きな可能性が あると感じました。そして何より、山荘の彩り豊かな料理が提供される作業後の食事(宴会)の時間 は、人と協働し、登山道整備を行うことの楽しさに溢れた、得がたいものでした。

今後、この雲ノ平登山道整備ボランティアプログラムの取り組みは、新たに発足したボランティア スタッフも交えての組織「雲ノ平トレイルクラブ」を主体に、自律的に運営・整備活動を進めていけ る形での発展を目指していきます。「最後の秘境」とも呼ばれる北アルプス奥地の雲ノ平において、 今はまだ特別な登山道整備という営みが、気軽に、日常的に行えるものになる日が待ち望まれます。



第1集をお読みいただいた 方々に寄稿依頼

全国各地で整備活動に 汗を流していらっしゃる 方々の生の声







と。逆テーパーにすると、比較的刈り払いの効果が 長持ちする。地面の笹をなるべく根本から刈り平ら

登山道から空に向けてのテーパーをつける方法は、一 旦笹が登山道を覆い隠している状況になってしまうと、 おすすめ出来ない。翌年には元涌りの状態になってしまう。



そして刈り払い翌年の状況

以前と比較しても、翌年の状況がよくなり、この 状態をキープし続けられれば、比較的予算も抑えら えると考えられる。

また、笹の根元を刈ることにより、半日陰が出来、 ツツジ類等の離木類の生育も期待出来、登山道脇の 笹の生育の抑制効果も期待出来る。

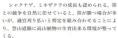


【茶臼口~八幡平山頂の例】

私が管理目になった当初より、機械の刈り払いと並 行して、灌木類の間から伸びる笹を手作業で剪定して

結果、10年程経過して、機械による刈り払い作業 の手間のかからたくたった場所もある 景観的にも 面サイド笹に囲まれて歩くより好ましい。

ただし、遠方では時間的制約もあり、手作業の剪 定作業は困難だ。アスピーテラインから近いと言う メリットを生かした整備。手作業の剪定なら、専門 的な知識を持つリーダーの元、大人数でのボランティ



茶臼口~八幡平山頂の登山道も、放置すればすぐ 笹の繁茂を許してしまう。

登山道路に高山植物の繁茂が認められるまでは 逆テーパーでの刈り払いを行う。笹以外の植物の繁 茂が安定的になると、自然と空に向けてのテーパー

宣加的に手作業の確定を行っても 次策に箝が優 勢になり始めると、また手作業の剪定をする。



機械の刈り払いで残さざるを得ない場所では、手 作業ですっきりさせると、翌年の笹との競争に優位

登山道と笹の際の半日陰では、成長のチャンスを 何っている高山植物も多い。そういう植物にチャン スを与えると、一気に成長を始める場合も多い。

手観を使った笹の前定作業

極端を作業で登山道脇のコンディションは年ヶ良 登山道脇を刈り払いせず放置すれば、必ず笹が傷

位の状態に戻ってしまう。



【黒谷地口~黒谷地の例】

アスピーテライン 黒谷地口から黒谷地湿原の間は、

ニッコウキスゲがほぼ咲き終わったタイミングで、 夏季の刈り払いを行う。

その際は、開花中、開花間近のものを残しながら、 足元が見えるように、刈る量に対して残す量のほうが

また、登山客以外にも行楽客の往来も多いため、刈 り払いのあとは刈ったものを熊手等で清掃する。

清掃は往来の人たちのためだけでなく、登山道脇に 多く笹を残してしまうと、笹の葉はなかな分解せず、 日光を渡ってしまうので、登山道脇の植物の生育を妨

夏季の刈り払いは、開花中、開花間近の株を残すた め、その周辺には笹が残ってしまうので、紅葉の行楽 シーズンの終わった頃に、登山道脇を全面的に刈り払う。

里谷地口から里谷地湿原にかけては、 ニッコウキス デやタチギボウシといった多年草が多いので、全面的 に切り払いしても、翌年の脚花に対しては問題だい。 むしろ、笹の繁茂が抑えられ、景観的にも良好な状 刈り払いには2つの意味があると考える。一つは、

登山客が歩きやすくするための刈り払い。もう一つは、 登山道脇の高山植物を育てるための刈り払いである。









【掲載事例】知床 斜里岳









*以下、皆様が「報告書」に、ご寄稿 下さいました写真や、文章内容の 一部を引用して、紹介させて頂きます

増子麗子さん (斜里岳友の会 事務局)





村田良介さん(斜里山岳会)

斜里岳

【背景】 洗掘で段差も大きく、泥んこ道に

【対応・課題】

友の会を立ち上げ整備スタート

⇒正式許可は下りず町、観光協会による運営で継続

【提言】

整備には許可が必要。資金は何処から? 維持管理は誰が? これらがクリアされなければ継続は難しい (増子さん)

義務的に考えるのではなく、ピークに立つ喜び同様、 参加する楽しさ、魅力、達成感を体感できる取組みに (対田さん)

八幡平

鈴木央司さん(八幡平・岩手県自然保護管理員)



笹の刈り払い作業





各地で登山道整備、公共トイレ、避難小屋の維持管理の協力金籍が設置されていますが、心あるもの、無いもの、いろいろです。協力金をお願いする際には、透明性も重要。

八幡平

【背景】

笹の繁茂力が凄まじく、毎年刈り払いが欠かせない。 休めばすぐに覆われてしまう

【対応・課題】

ボランティアで関わる人は多いが、公園内で統括する部署が複数、管理自治体も多数に及ぶ

【提言】

手をかけた分だけ整い、高山植物が繁茂し、皆さんに感謝され、「本当に良い仕事だなあ」と思う

若い人にやってほしい仕事です

飯豐連峰

草刈広一さん・井上邦彦さん(飯豊朝日を愛する会)



ヤシ土嚢



種子が発芽した



ノガリヤス類やミヤマコウゾリナが生育



チングルマが活着



2022年8月の豪雨で洗堀した下部

飯豐連峰

【背景】

花崗岩が露出する付近は、稜線に比べ雪解けが早く、踏圧であっという間に洗掘が進む

【対応・課題】

ヤシネットを敷き播種、覆土。法面に種子を混ぜ合わせた土壌をはめ込み、多くの植物が育っている

【提言】

それぞれの山域における維持管理方針と具体的な方策を、国の仕組みとして共有していくことが求められていると痛感

北アルプス雲ノ平

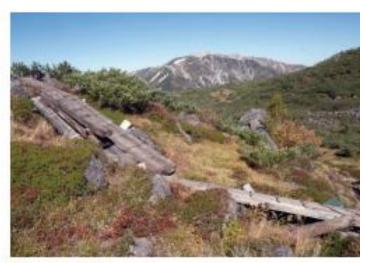
石田達彦さん(雲ノ平トレイルクラブ)



土壌流出防止の土留めロールを設置



木道は重く、大人数での持ち運びとなる



作業前の状況



作業後の様子

北アルプス雲ノ平

【背景】

歩きにくい道を登山者が避け、その踏み跡に雨水が流れ浸食が広がる。木道の腐朽や崩壊も

【対応・課題】

ボランティアスタッフたちが山荘に一週間ほど滞在し 登山道や整備のあり方を学び、考え、実践する

【提言】

「景観をつくる」という、登山道整備の醍醐味を味わえた

手掛けたところが、どのように変化していくのか、 興味は尽きません

北アルプス 焼岳

相川大地さん(信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ)



沢の護岸のため石積みを施工



ステップ設置。階段工事は歩きやすさを考え勾配を変え て準備



石組み作業



歩荷。30kgを超える資材の運搬から作業が始まる

北アルプス 焼岳

【背景】

遭難防止のためにも、安全に歩ける登山道は重要

【対応・課題】

整備学習会を企画し、施工した本人がガイドとなって、一般から募った登山者と施工箇所を歩く

【提言】

もともとは「ただの山好き」でしたが、整備に携わっていると、そこが一番大切ではないかと思えてきます

整備を行う者は「山を知り、山を守りたいと思う人達」であるべきだろう

詳しくお読みになりたい方々には

全国山の日協議会のホームページで電子版(無料)が読めます

「第2集」は紙の報告書をご希望の方に実費頒布中



「これでいいのか登山道」の連載コーナーも開設 ⇒皆様からのご寄稿やご意見もお待ちしております

そして今-基本法への動きが加速

超党派「山の日」議員連盟の動き

●第24回総会 (本年4月10日)

「山岳基本法」(仮称)

(「山岳環境整備基本法」)

の議員立法による成立

を目指すことを確認



「信濃毎日新聞」2024年4月11日

現状認識(務台俊介議連事務局長まとめ)

登山利用の多様化(一般化・観光化)に、各種対応が追い付いていない

- 登山利用(多様な利用者による多様な登山利用への対応) トレラン、MTB、ペット同伴の増加/技術不足、事故増加/外国人登山者/ 自然体験の機会縮小、登山ガイドの利用促進と質確保/登山道までのアクセス
- ●登山道(登山道・歩道の管理不足と利用者の要求水準の変化)管理者不在/管理責任/施設の老朽化/植生保護/整備技術向上や水準明確化/整備・維持管理に係る経費(財源)や支援措置、体制(技術者)が不十分
- ■山小屋(遭難救助や登山者指導、避難場所の公共的役割の負担増)人員不足と負担増/建替えや運営に係る法規制の適正化/荷揚げの負担増

•山岳環境保全

し尿やゴミ処理/外来種/クマ、サル等の増加/高標高域へのシカ侵入/ 温暖化による生物多様性への影響/オーバーツーリズム

各総会(勉強会)のテーマ

●第25回総会(4月26日)

「多様な利用者による多様な登山利用への対応」

山と溪谷社 萩原出版部長/国立登山研修所 米山所長

●第26回総会(5月15日)

「登山道の管理不足と利用者の要求水準の変化」

北大 愛甲教授/溝手弁護士/北杜山守隊 花谷代表理事/MTB山守人 弭間代表

●第27回総会(6月6日)

「山小屋における避難救助等の公共的役割の増加」

特種東海フォレスト 増田様/京都府立大学 奥矢准教授/穂高岳山荘 今田社長

●第28回総会(6月19日)

「山岳環境保全の課題」

中村浩志 信大名誉教授 (ライチョウ) 山本清瀧 東大准教授 (オーバーツーリズム)



所管官庁からの課題認識例

- ・環境省⇒国立・国定公園における登山利用や山岳環境保全
- 総務省⇒登山道に関する地方財源措置
- ・国交省⇒道路法道路管理、建築基準法等法規制、ヘリ運搬等
- ・観光庁⇒インバウンド対応、オーバーツーリズム対策
- 林野庁⇒林道管理、国有林管理、貸付、森林荒廃対策等
- ・文科省⇒学校教育や生涯学習における登山活用、環境教育等
- ・スポーツ庁⇒登山技術向上(研修)、登山ガイド支援等
- ・出入国在留管理庁⇒山小屋での外国人労働
- ・厚労省⇒人材確保、法規制(旅館業法)等
- ・消防庁⇒事故・遭難対策、法規制(消防法) ・警察庁⇒事故・遭難対策

まとめ 登山道の問題点と課題

- ●登山道の整備、維持管理の費用を 誰がどのように負担するのか が明確ではない
- ●登山道の維持管理には、 恩恵を受けている登山者側も、 労力としての活動に 参加することが望まれる
 - ●入山料や協力金の導入も
 - 一部の山域で実施され拡大する傾向にあり、維持管理に充当することも検討



●整備の手法 私的には二度目の学生生活での環境省インターンシップ (大雪山国立公園管理事務所) の機会に、「近自然工法」の 考え方と出逢ったことも…

法整備の意義

登山道の整備と維持管理を 実施するにあたり

・曖昧であった国、地方公共団体、民間の役割を明確にし

- ・利用者にも自己責任と応分の自己負担を求め
- 将来に向けて安定した登山道の利用を促進することで



山村地域・山岳地域の振興と活性化に貢献する

ありがとうございました



登山の管理責任と登山道の形態

講手康史 弁護士、日本サーチアンドレスキュー研究機構、日本山岳文化学会

1、登山道の管理責任

(1)登山道の管理者は、登山道の形態の決定、登山道の整備、登山道の利用方法の決定、登山道利用の制限、危険表示、入山料の徴収などを行うことができる。

登山道の管理権は土地所有権から派生する権限

管理者不在の登山道が多い。管理者不在の登山道で土地所有者の黙認のもとに登山がな されることが多い。黙認の場合は、利用することが保障されない。

登山道の管理者不在の背景に、登山道の整備費用と管理責任の問題がある。

登山道の管理者不在→ボランティアによる整備がなされる。整備に継続性がなく、整備 する人の好みが反映しやすい。

(2)登山道の整備費用

管理=整備ではない。整備の程度は多様。

登山道を安全化しようとすると際限なく整備費がかかり、遊歩道に近づく。

道であるためには、山を削り、草刈をすることが必要。これが不十分な場合には、熟練者向きの歩道になる。

登山道の整備に要する費用の額は、登山道の整備の仕方次第である。

登山道の整備の仕方によって登山道の形態が変わる。

危険個所にロープ、鎖を設置→経験者向きの登山道、危険個所にはしごを設置→初心者向きの登山道、危険個所に工作物なし→熟練者向きの登山道やクライミングルートになる。はしごでも転落する危険がある。

登山道の整備内容によって、登山道の安全性=危険性の程度が変わる。

登山道の整備の仕方によって、登山内容が変わる。沢沿いを歩く登山、尾根を登る登山、岩稜登山など。山頂に達することなく山頂を迂回する登山道は欧米のハイキングコースに近い。日本の登山道は山頂をめざすものが多い。

(3)管理責任

工作物責任(民法717条)、営造物責任(国家賠償法2条)

「通常有するべき安全性」を欠く場合に、管理者や所有者に損害賠償責任が生じる。遊歩道では管理責任が生じやすい。

登山道には自然がもたらす危険性があり、自己責任が原則。ただし、登山道の橋、転落 防止用の柵などについて管理責任が生じやすい。

製造物と登山道の違い

	内容	安全性の程度	法的責任
製造物	商品、製品など	社会通念上の安全性	安全管理責任が生じやすい
遊歩道	観光用		
	初心者向き	ある程度の安全性	
登山道	経験者向き	計算可能な危険性	利用者の自己責任が原則
	熟練者向き	危険である	

(4) 判例

- ・西沢渓谷の遊歩道の柵が折損してハイカーが転落した事故について、歩道の営造物責任が認定された(東京地裁昭和53年9月18日判決、判例時報903号28頁、判例タイムズ377号103頁)。
- ・大杉谷の登山道の吊り橋のワイヤーが破断し、登山者が吊り橋から転落して死亡した事故について、吊り橋の営造物責任が認定された(神戸地裁昭和58年12月20日判決、

判例時報1105号107頁、判例タイムズ513号197頁)。

2、登山道の形態

(1)登山道の形態の多様性

登山、登山者は多様であり、登山道の形態も多様

- ① 整備された登山道=初心者向きの登山道
- ② それほど整備されていない登山道=経験者向きの登山道
- ③整備されていない登山道=熟練者向きの登山道
- (2) 整備の程度

日本では、ボランティアによって登山道に多くの工作物が設置されてきた。登山道の工作物はそれ自体が自然界の異物。登山道の工作物は少ない方が環境保護になる。

整備の内容、程度によって登山道の安全性=危険性の程度が変わる。

どこまで整備するかは登山道の理念次第。予算と労力の範囲で整備する。整備の程度に 応じて危険表示をする。例えば、「このコースは標識が少なく、道迷いで遭難した人が多い」、「このコースの鎖場で過去に何人も転落して亡くなっている」など。

日本では、利用者が減ることを恐れて危険表示をしない傾向がある。

(3)登山道整備の目的

環境保護、登山者の利用しやすさ、事故防止、登山の達成感などのいずれを重視するか。日本では「安全登山」が重視されるが、欧米では環境保護が重視される。

事故防止のために登山道を整備すると遊歩道に近づきやすい。富士山では、登山道を整備しても高度や気象がもたらす危険性はなくならない。登山道を整備しても、初心者登山者が増えれば事故が増える。

(4) 登山道の理念

槍ヶ岳では、明治以降、管理者不在の登山道がボランティアで整備され、はしごが増えた。槍ヶ岳は、困難な山から「誰でも登ることができる山」になり、登山道の形態が変容した。他方、マッターホルンのノーマルルート(ヘルンリ稜)は管理者が明確であり、

「ハイカーではなく登山者用のルートである」という理念に基づいて固定ロープは1箇所 しかない。マッターホルンのノーマルルートでは、初登時に近い登山が可能である。

その登山道はどうあるべきかという理念が重要である。登山道は人工物であり、登山道の危険性の程度は、人間が意識的に考える登山道の理念に左右される。

製造物では、「安全でなければならない」という考え方が当てはまる(ただし、製造分野でも、安全性=危険性の低減という考え方がある)。

登山道では、「どの程度の自然性=危険性の程度=安全性の程度にするか」という考え 方が必要。

登山道を、はしご、階段、コンクリート、手すり、階段、転落防止用の柵、落石防止ネットなどで整備し、安全化(遊歩道化)すれば管理責任が生じやすい。

日本では、さまざまな形態の登山道が混在している。登山道の危険性の程度が初心者に わかりにくい。

歩道の形態

歩道の種類	整備の	つ程度	危険性の程度	具体例	
遊歩道	観光用の歩道		安全である	立山室堂、上高地、八ヶ岳の坪庭	
				阿蘇山の中岳付近の歩道	
	整備された道	初心者向き	危険性が低い	尾瀬、富士山、上高地~涸沢、北八ヶ岳、旭岳なる	ビ
登山道		経験者向き	計算可能な危険性	穂高岳、南八ヶ岳、妙高山、戸隠、剣岳別山尾根	
				大杉谷など	
	熟練者向きの道	首	予測しにくい危険性	西穂高岳〜奥穂高岳間、穂高岳大キレット	
				槍ヶ岳北鎌尾根、剣岳長次郎雪渓、妙義山縦走路な	など

(注) あくまで登山道の危険性の程度について述べている